

議案第 8 号

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例

川崎市動物愛護センター条例（昭和49年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制に関すること。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

動物愛護センターにおいて、野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制に関する業務を行うこととするため、この条例を制定するものである。

